

神戸市療育ネットワーク会議「第6回 医療的ケア児の支援施策検討会議」

(日時) 令和2年11月26日(木) 15:00～

(場所) 三宮研修センター 705会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

(1)教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れについて(報告)

(2)神戸市立特別支援学校等における医療的ケアについて(報告)

(3)医療的ケアにかかる支援者の人材育成について

(4)その他

3. 閉 会

資 料

資料1 教育・保育施設における医療的ケア児受入状況について(報告)

資料2-1 神戸市教育・保育施設等においてお子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ

資料2-2 認定こども園(1号認定)・私立幼稚園においてお子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ

資料3 神戸市内の特別支援学校等における「令和2年度医療的ケア児受入状況」について(報告)

資料4 神戸市立特別支援学校における医療的ケア児等に対する看護師添乗による通学支援

資料5 神戸市立特別支援学校における医療的ケア/小中学校における医療的ケア

資料6 第5回医療的ケア児の支援施策検討会議(令和2年2月6日)の議事要旨

[参考] 神戸市療育ネットワーク会議/医療的ケア児の支援施策検討会議(概要)

教育・保育施設における 医療的ケア児受入状況について（報告）

1. 令和2年度 教育・保育等における受入れ可能施設（市内 10 保育施設）

区	施設名	対象年齢/受入可能時間
東灘区	連こ) おかもと虹こども園	施設の受入可能年齢/要相談
灘区	連こ) めばえの園認定こども園	施設の受入可能年齢/要相談
中央区	連こ) 友愛幼児園 ※R2.4~	3歳児クラス~/9時~17時
兵庫区	公保) 松原保育所	3歳児クラス~/9時~17時
北区	連こ) このみ保育園 ※R2.4~	3歳児クラス~/9時~17時
長田区	公保) ふたば保育所 ※R2.4~	3歳児クラス~/9時~17時
須磨区	公保) 須磨保育所	3歳児クラス~/9時~17時
垂水区	小) ちっちゃなこども園ふたば	満2歳までで施設の受入可能年齢/要相談
垂水区	私保) 舞多聞よつば保育園	施設の受入可能年齢/要相談
西区	連こ) あさひ保育園	施設の受入可能年齢/要相談

連こ) 幼保連携型認定こども園 私保) 私立保育園 公保) 公立保育所 小) 小規模保育事業
 ※1号認定子どもについては、受入れにあたり訪問看護ステーションを利用

2. 年齢別受入状況

(人)

クラス年齢	平成30年度	令和元年度	令和2年度
5歳児	1	3	4
4歳児	2	3	0
3歳児	4	1	4
2歳児	0	3	2
1歳児	2	1	4
0歳児	0	1	0
合計	9	12	14
内訳（再掲）	保育施設（9） 私立幼稚園（0）	保育施設（11） 私立幼稚園（1）	保育施設（12） 私立幼稚園（2）

3. ケア別実施状況

(人)

医療的ケア	平成30年度	令和元年度	令和2年度
たん吸引	6	9	6
酸素療法	2	2	4
経管栄養	2	3	1
導尿	0	1	2
インスリン注射	1	1	2
合計	11	16	15

4. 注意事項

- ・本事業は、原則神戸市にお住まいの方を対象としています。
- ・施設により、受入可能年齢や受入時間、医療的ケアの種類が異なります。
- ・看護師等の配置状況によっては、受入できる時間を制限させていただく場合があります。
- ・受け入れ体制を整えるためにご希望日からの受入ができない場合があります。
- ・入所後も、半年ごとに主治医の指示書を施設へご提出いただく必要があります。
- ・施設への受入れ人数には制限があります。

5. 受入れ可能施設

施設名	住所／電話番号	対象年齢／受入可能時間
連こ) おかもと虹こども園	東灘区岡本 3-2-6 / 412-2262	施設の受入可能年齢 / 要相談
連こ) めばえの園認定こども園	灘区灘南通 4-4-2 / 806-3333	施設の受入可能年齢 / 要相談
連こ) 友愛幼稚園	中央区吾妻通 5-2-20 / 231-5818	2歳児クラス～ / 9時～17時
公保) 松原保育所	兵庫区松原通 4-2-27 / 651-5521	2歳児クラス～ / 9時～17時
連こ) このみ保育園	北区山田町下谷上字箕谷 21-1 / 583-2203	施設の受入可能年齢 / 9時～17時
公保) ふたば保育所	長田区二葉町 7-1-30 / 621-8561	2歳児クラス～ / 9時～17時
公保) 須磨保育所	須磨区大黒町 4-1-2 / 732-4842	2歳児クラス～ / 9時～17時
小) ちっちゃなこども園ふたば	垂水区舞多間東 2-6-9 / 784-5333	満2歳までで施設の受入可能年齢 / 要相談
私保) 舞多間よつば保育園	垂水区舞多間西 5-11-4 / 784-5333	施設の受入可能年齢 / 要相談
連こ) あさひ保育園	西区桜が丘東町 1-3-1 / 994-0170	施設の受入可能年齢 / 要相談

連こ) 幼保連携型認定こども園 私保) 私立保育園 公保) 公立保育所 小) 小規模保育事業

6. 申込み先

受入可能施設の所在する区役所	住所	電話番号
東灘区こども家庭支援課こども福祉係	東灘区住吉東町-2-1	078-841-4131 (代)
灘区こども家庭支援課こども福祉係	灘区桜口町 4-2-1	078-843-7001 (代)
中央区こども家庭支援課こども福祉係	中央区雲井通 5-1-1	078-232-4411 (代)
兵庫区こども家庭支援課こども福祉係	兵庫区荒田町 1-2 1-1	078-511-2111 (代)
北区こども家庭支援課こども福祉係	北区鈴蘭台北町 1-9-1	078-593-1111 (代)
長田区こども家庭支援課こども福祉係	長田区北町 3-4-3	078-579-2311 (代)
須磨区こども家庭支援課こども福祉係	須磨区大黒町 4-1-1	078-731-4341 (代)
垂水区こども家庭支援課こども福祉係	垂水区日向 1-5-1	078-708-5151 (代)
西区こども家庭支援課こども福祉係	西区玉津町小山 180-3	078-929-0001 (代)

7. 問合せ先

	住所	電話番号
こども家庭局幼保事業課 (保健医療指導担当)	中央区加納町 6-5-1	078-331-8181 (代)

認定こども園(1号認定)・私立幼稚園において お子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ

神戸市では、日常生活を営むためにたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要で、集団生活が可能な状態にある児童が、認定こども園(1号認定)・幼稚園において心身の状況に応じた教育・保育を受ける際に、受け入れ園が訪問看護ステーションを活用して看護師の派遣受け入れを行うことができるよう支援しています。

1. 受け入れ対象とする医療的ケアの内容

- ・経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- ・吸引（口腔、鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- ・酸素療法（鼻カニューラ、酸素マスク）
- ・導尿
- ・その他施設・訪問看護ステーションで対応可能な医療的ケア

2. 補助の対象となる時間帯

- 1週あたり10時間を上限として、訪問看護ステーションからの看護師派遣が可能です。
※預かり保育の時間帯は除く、通常の教育・保育時間内に限ります。

3. 注 意 事 項

- ・対応が可能かは、入園を希望する認定こども園、幼稚園にご相談ください。
- ・本事業は、原則神戸市にお住まいの方を対象としています。
- ・利用するには、「医療的ケアに関する主治医の意見書」や「医療的ケアに関する指示書」などの文書が必要となります。なお、主治医による文書作成にかかる経費については、保護者負担となります。
- ・入園後も、主治医の指示書は半年毎に更新が必要です。
- ・公立幼稚園や、保育認定を受けて入園をされる方は、別途制度があります。
公立幼稚園は園へ、保育認定は利用申込をする区役所・支所 ども福祉係 までお申し出ください。
※保育認定においては、実施園が決まっております。

4. 問 合 せ 先

	住所	電話番号
こども家庭局幼保事業課 (保健医療指導担当)	中央区加納町 6 - 5 - 1	078-331-8181 (代)

神戸市内の特別支援学校等における
「令和 2 年度 医療的ケア児受入状況」について（報告）

1. 神戸市内特別支援学校、市立幼稚園・小中高等学校の受入れ状況
(令和 2 年 5 月 1 日現在)

(人)

	特別支援学校（県立・市立）	幼稚園・小中高等学校（市立）
高	39	0
中	19	12（1）
小	48	20（13）
幼	0	1（0）※今年度中に派遣予定
合計	106	33（14）

※（ ）内は訪問看護師派遣人数

2. 主なケア別実施状況

(人)

医療的ケア内容	特別支援学校 （県立・市立）	小中学校 （市立）
人工呼吸器	20	2（1）
たん吸引（気管切開部の衛生管理含む）	110	12（7）
経管栄養	75	7（4）
酸素療法	48	4（1）
導尿	7	11（3）
インスリン注射	0	3（2）
合計	260	39（18）

※（ ）内は訪問看護師派遣人数

神戸市立特別支援学校における医療的ケア児等に対する看護師添乗による通学支援

1. 検討委員会の経過等（進捗状況）

特別支援学校における医療的ケア児等に対する看護師添乗による通学支援については、平成31年3月18日（月）に第1回特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒の看護師添乗による通学検討委員会（以下、「検討委員会」という）を開催し、全6回の検討委員会を開催した。

児童生徒、保護者及び看護師等が介護タクシーに乗車して、ともに状況を確認しあう実地検証を、令和元年7月と10月から12月にかけての2回実施し、安全かつ円滑な実施方法について検討を行った。この実地検証の結果を踏まえ、令和2年3月9日（月）の第6回検討委員会を最終とし、実施に向けての意見をいただいた。

2. 検討委員会での委員からの主な意見

- ・安全面の確保を最優先に考えることが大切である。
- ・学校での状態を見て乗車の可否の判断ができる下校から始める方が良い。登校は、児童生徒の体調等が分かりにくく、リスクが高い。
- ・医療的ケアの必要な児童生徒は日々体調に変化があり、急変のリスクがあるため、はじめは頻度を少なくしてでも、安全確保に重点を置いて進めていくことが望ましい。
- ・一人一人の状況が異なることから、個別の乗車マニュアル・緊急時対応マニュアルが必要である。

3. 現状（添乗に向けての保護者説明）

令和2年9月25日（金）	青陽須磨支援学校	2名
9月29日（火）	いぶき明生支援学校	2名
10月20日（火）	友生支援学校	4名
10月21日（水）	友生支援学校住吉分校	1名

1. 神戸市立特別支援学校における医療的ケア

肢体不自由部門設置特別支援学校では、平成24年4月に改正施行された社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、一定の研修を受けた教職員が決められた範囲内で医療的ケアを実施している。

神戸市では、「認定研修実施委員会及び医療的ケア連絡会」を開催し、友生支援学校（本校・住吉分校）、いぶき明生支援学校、青陽須磨支援学校の代表者が集まり、医療的ケアを必要とする児童生徒への対応に関する手続きや方法などについての情報交換を行いながら、共通理解を図っている。

【令和元年度 実績】

(1) 認定研修（基本研修）

神戸市教育委員会が登録機関として兵庫県より認められているため、独自に研修を行うことができる。肢体不自由部門の新着任の教職員等が受講することにより、特定5項目（①口腔内の喀痰吸引②鼻腔内の喀痰吸引③気管カニューレ内部の喀痰吸引④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養⑤経鼻経管栄養）について医療的ケアを実施できる。

月日	場所	研修内容	参加人数
8/19	友生	① 経管栄養	82
8/19	友生	② 重度障害児の学校生活 ・地域生活	83
8/20	友生	③ 健康状態の把握、 呼吸・吸引	85
8/22	青陽須磨	演習・筆記試験	13
8/26	いぶき明生	演習・筆記試験	25
8/27	友生	演習・筆記試験	43

(2) 基礎研修

※対象：特別支援学校肢体不自由部門の教職員

月日	場所	研修内容
7/4 10/31	いぶき明生	摂食について
8/21	友生	摂食について
8/22	青陽須磨	摂食について

(3) 学校別研修

月日	場所	研修内容
12/13	青陽須磨	医ケアのある子供たちの日常
1/20	いぶき明生	呼吸器について

(4) 医療的ケア研修チームによる研修

肢体不自由部門設置特別支援学校における特定の児童生徒への医療的ケア実施にあたり、教育上必要な医学的知識や技能及び緊急時の対応についてなど教職員に対して指導・助言を行うため、医師、看護師によるチームをつくり、研修を実施している。

◇巡回チーム研修

		日 時	テ ー マ
友生 (本校)	1	6月20日(木) 11:30~13:30	個々のケアにおける問題点
	2	12月10日(火) 11:30~13:30	個々のケアにおける問題点
いぶき 明生	1	11月8日(金) 10:30~13:00	個々のケアにおける問題点
青陽 須磨	1	7月5日(金) 10:30~13:00	個々のケアにおける問題点
	2	11月21日(木) 10:30~13:00	個々のケアにおける問題点

◇巡回看護師研修

		日 時	テ ー マ
友生 (本校)	1	6月5日(水) 14:00~15:30	現状の問題点
	2	12月18日(水) 14:00~15:30	現状の問題点
いぶき 明生	1	10月31日(木) 13:30~15:30	医療的ケアにおける問題点
青陽 須磨	1	9月18日(水) 13:30~15:30	現状の問題点

※ 上記の研修のほかにも学校独自に研修を行っている。

2. 小中学校における医療的ケア

従来、小中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒については、本人がケアを行えない場合は、保護者によるケアを依頼していた。

児童生徒が安心して学校での生活及び学習ができること、また、保護者の負担の一部軽減を図ることを目的とし、28年度より、「小中学校における医療的ケア支援事業」を立ち上げた。28年度は、週1日最大6時間の看護師派遣であったが、29年度から週当たり最大10時間に拡大した。また、30年度からは、市立幼稚園への看護師派遣を行えるようにした。

<令和元年度の内容>

- ・対象・・・学校園において、保護者が医療的ケアを実施する必要がある児童生徒
- ・対象校・・・小学校12校、中学校3校
- ・医療的ケアの内容・・・たんの吸引、経管栄養、導尿等
- ・派遣時間・・・週当たり最大10時間（医療的ケアに必要な時間に限り）
- ・看護師の派遣・・・委託事業者を募集し、参加登録を行った事業者の中から決定した事業者に委託する。

神戸市療育ネットワーク会議「第5回 医療的ケア児の支援施策検討会議」 議事要旨

(日 時) 令和2年2月6日(木) 15:30~17:15

(場 所) 神戸市役所号1号館14階 AV1会議室

○…委員意見 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

1. 「障害のある子ども・医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック」について

<事務局より資料2について説明後、委員による意見交換>

- 障害のある子どもの保護者には、このハンドブックと、一般的な子育て支援情報が掲載されている「ママフレ」とが両方お渡しいただけるのか。ハンドブックはどこで配布するのか。
- 「ママフレ」については、現在は母子手帳等と一緒に区役所の窓口等でお渡しさせていただいているが、今回のハンドブックについては、P31に掲載しているような相談窓口等で、必要な方にお渡しさせていただく予定である。
- わざわざ療育センターや区役所まで行かなくても、小児科の医療機関など、必要な方が行きやすいところ、手に取りやすいところに置いていただくようお願いしたい。
- 神戸市のホームページからもダウンロードできるようにしたいと考えている。
- 西宮市でも同様の事業に関わっているが、冊子そのものをたくさんの窓口に置こうとすると相当の部数が必要になるため、別途、広報のためのリーフレットを作成してそれをいろいろな窓口に置いておき、その窓口で冊子がもらえる場所を案内するというやり方が良いとの意見が多かった。
- そのような方法も検討させていただきたい。
- 今回のハンドブックには、すこやか保育や医療的ケア児の保育所利用等に関する情報が掲載されているが、次回バージョンアップされるときには、障害があったり、医療的ケアが必要な子どもであっても利用できる病児保育を実施しているという情報も追加していただきたい。また、病児保育は一般的に小学校6年生ぐらいまでが利用できるとされているが、障害児や医療的ケア児については、中学生や高校生になっても利用できるようにしていくことを、今後、こども家庭局において検討いただきたい。
- 以前より、医療的ケアが必要な子どもが病院から退院して地域での生活に戻るときの選択肢が非常に少ないと感じていたが、今回のハンドブックができたので、そうした子どもの家族が、利用したいと思ったときに必要なサービスや相談窓口を探せるように、幅広く活用されるような場所にハンドブックを置いていただきたいと思う。
- 例えば児童発達支援事業所についても、医療的ケア児が利用できる事業所はどこかといったような情報も、今後、保健福祉局と一緒に調査を行うなどして、ハンドブックに掲載していただければよいと思う。
- このハンドブックは、保育所の所長会や園長会などでも配布いただけるのか。部数の関係で難しいようであれば、事務局でも相談事業を実施しているため、そういったところだけでも活用させていただきたいと思う。
- ハンドブックはできるだけ多くの場所に置かせていただきたいと考えており、ご連絡をいた

できれば調整させていただく。

○ハンドブックの掲載内容の更新はどのように行うのか。掲載されている情報の一部のみの更新をするのであれば、区の社会福祉協議会で作成している情報誌では、該当ページのみ差し替えするというような方法も取っており、コストも抑えられるので、何かの参考になればと思う。タイムリーな情報を掲載していただきたい。

●現時点での予定では、年1回程度、掲載されている情報の所管部署へ内容の照会を行って、冊子全体を印刷し直すことを考えている。ホームページについては、随時更新を検討する。

2. 教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れについて

＜事務局より資料3、資料4-1、資料4-2について説明後、委員による意見交換＞

○保育所等で医療的ケア児の受け入れを実施してきた中で、特に困ったケースやアクシデントの発生等ということはなかったのか。

●特に大きなアクシデント等はなかったが、主治医の意見書だけでは医療的ケア児の病状が十分に把握できないということがあり、保護者にも協力いただいて、保育園や行政側の担当者が医療機関へ同行受診して、医師から病状を詳しく伺ったり、緊急時の対応のフローをつくらせたりして対応している。

○医療的ケア児を受け入れた保育園の園医との連携はどうなっているのか。

●施設によって差はあるが、医療的ケア委員会を概ね3ヶ月に1階程度開催しており、その場に嘱託医にも参加いただいて、意見交換を行っている。

○保育施設での医療的ケアが充実しているのは本当に良いことだと思うが、その環境から特別支援学校へ就学する際に、医療的ケアの体制に大きな差が生じている。保護者がそのことを知らずに就学時期を迎え、保護者が仕事を辞めないで特別支援学校に通えないという理由で、実際に退職されるというケースがあった。特別支援学校での医療的ケアの体制について、保護者の方にもっと早く知っておいていただく必要があるし、保育施設の職員の方も特別支援学校の医療的ケアの体制や日常生活のことなどをご存じない状況のため、学校とのつながりがうまく行かず、保護者が苦しい思いをすることになってしまった。

○この点は大きな課題であり、全国的にも、保育所と学校は担当部局が異なるため、情報連携が難しいという状況であると思う。

●今後、保育施設と教育委員会との連携がうまく行くように進めていこうとしており、できるだけいい形で小学校等へつないでいけるように検討したいと考えている。

○保育所で受け入れる医療的ケア児の年齢について、0～2歳を受け入れているところもあれば、公立施設等では3歳以上になっていたりするなど、区によっても差があるようだが、今後の予定はどうなっているのか。

●最初は安全性を配慮して3歳以上からスタートしたというところもあるが、受け入れ側も経験を積みながら受け入れ状況を改善していけると思う。受け入れの年齢については、人数の把握を行いながら、今後検討していきたい。

○低年齢のうちから保育所での受け入れを希望される保護者が多くなっているが、早すぎると、親子の関係や保護者の医療的ケアの手技の理解などにも影響があるかもしれない。児童発達支援センターでは親子通園も取り入れているので、そのような方法も検討していただき

たい。

- 保育所、地域の学校、特別支援学校では、それぞれ医療的ケアの体制が異なり、保育所では保護者が付き添う必要がないため、その状態が当たり前と感じておられる方は、一定期間保護者の付き添いが必要な特別支援学校ではなく、週 10 時間までは看護師が派遣してもらえ地域の学校を選ぶことが増えるかもしれない。そうすると非常に困ることもあると思う。どの学校を選ぶかというのは非常に大きな問題であり、保育所で医療的ケア児を受け入れる段階で、責任をもって、就学後のシステムまで説明することが必要ではないか。
- 医療的ケア児が、他の子ども達の中で、一人の人として認識しあって、変わって行って、育っていくということは必要不可欠だと思うが、育っていききたい場所が、現状では選べない状況にあると感じている。子どもの成長を考えた時に何が必要なのかという視点で、社会参加の機会が与えられるのが望ましい。例えば、普通の幼稚園でも子どもに保護者が付き添えるようなことができればよいと思う。

3. 神戸市立特別支援学校における医療的ケアについて

＜特別支援教育課より資料 5 について説明＞

- 特別支援学校で教員が子どもの医療的ケアを実施するにあたり、研修を受けた後に子どもの状況も変わっていくと思うが、そのような途中段階での技術的指導やチェックはどのように行われているのか。
- 指導看護師が指導やチェックを行い、教員は実際に医療的ケアを行いながら慣れていくという形で実施している。1 年で担当が変わることもあるので、その場合は最初から指導看護師にチェックしてもらうことになる。
- 特別支援学校に通っている医療的ケア児の保護者は、毎年、新年度になると学校に行って、医療的ケアの指示の確認をすることになっているが、それ自体は必要なことだと思っている。医療的ケアを必要とする方がこれだけ増え続けている中で、看護師だけではカバーできないというのは明確な事実で、学校を卒業されて事業所を利用するようになって、看護師だけではなくヘルパーがケアをするということが絶対に必要になっていると思う。
- 障害のある方が、学校を卒業して社会人になって、社会の中で精神的な自立をしていくために、どういうことが必要なのかという意味では、学校でいろいろな先生にケアをしてもらうということはとても大事だと考えている。
- 保育所では、現在は人工呼吸器を使用している児童は受け入れの対象外だと思うが、今後、受け入れを検討されるのであれば、特別支援学校では保護者の付き添いが比較的長期間必要になっていることも踏まえて検討するべきだと思う。こども家庭局と教育委員会で、就学前と就学後のケアを、家族の方にどこまで手伝ってもらうのかということは、よくすり合わせて進めていただければよいと思う。
- 放課後等デイサービス事業所で医療的ケア児を受け入れるために看護師を確保しようとしたが、小児のケアの経験のある方が非常に少ないと感じた。また、学校で教員が実施できる特定の医療的ケアの中には、酸素吸入は含まれておらず、地域の学校で週 10 時間は訪問看護師が対応してくれるが、残りの時間は保護者が付き添わなければならないという場合も実態としてある。保育所を出た後や、18 歳になったときにどのような状況になるのかということ

が、保護者の方にちゃんと伝わるような仕組みがどこにあるのだろうかと感じる。

○訪問看護ステーションの中には、医療的ケア児をどんどん受けていきたいというところもたくさんあるが、3割負担だったり、何かしらの制約があったりする。また、地域で病院や事業所などのコーディネーターができる人が育っていないことが問題だと感じる。

●本日欠席されている委員の意見をご紹介します。 (◇…欠席委員の意見)

◇医療的ケア児について、保育所で受けられる支援と小学校就学後に受けられる支援の内容の違いについて、保護者が戸惑われるケースがある。特別支援学校では、最初の2ヶ月程度は医療的ケア児の保護者の方に学校に来ていただく必要があるため、仕事を休まなければならないことや、医療的ケア児がスクールバスに乗れないこと等を知って、保護者が落胆される場合もあるため、そうした状況を、医療的ケア児を受け入れている保育所等の職員の方にも知っておいていただきたい。

◇特定認定行為(喀痰吸引等)研修(以下、「3号研修」という)については、看護師だけで医療的ケアが行える十分な体制があるならそれに越したことはないと思うが、そうではないのであれば、看護師以外の職員の活用も意義がある。また、保育所等で受け入れる場合は設備面等でも一定の配慮が必要になる。さらに3号研修を実施する側の体制を整える必要もあると思う。

◇保育所等において、看護師がメインとなって医療的ケアを行う場合でも、周りの職員がケアの内容について一定の理解をしておくことは大切であり、緊急時の対応が求められることもある。医師や看護師ではない保護者の方も医療的ケアを実施されており、医療的ケアができる人が多いに越したことはないと思うので、あまり難しく考えすぎない方が良い。

○医療的ケアが必要な子どもを保育所で預かってもらっているときに災害が発生した場合、非常用電源やバッテリーのことが心配という声も聞いている。

○障害者支援課でされている医療福祉コーディネーター事業の災害時の登録について、障害者手帳を持っていないけれど医療的ケアが必要というような方は対象にされているのか。

●現状としては、優先的に重症心身障害児者の方を対象としているが、今後、軽度の方についても災害時の支援計画をどうしていくかということについて検討は行っている。

○コーディネーター事業を実施している側として、現状では医療的ケア児の方へ一斉に案内はできていないが、登録をご希望される方がいらっしゃれば、個別にご相談いただきたい。

●事務局として伺いたいのが、学校現場では教員が3号研修を受けて医療的ケアを実施していることについて、例えば保育所などでも保育士等が3号研修を受けて、教員と同じように医療的ケアを実施するということについて、何かご意見をいただけるか。

○時期尚早ではないかと思う。特別支援学校の教員や障害福祉サービス事業所のヘルパーの方は、障害児・者や医療的ケアが必要な生徒等をたくさん見てきた上で、特定の方の医療的ケアを実施されているが、保育所の場合は、健常な子どもがほとんどという状況で、いろいろなパターンの障害をお持ちの方がいるということを実際に見る機会がないまま、先に研修を進めてケアができるようになってしまうと、非常に偏った知識になる恐れがある。

○一般の保育所ではなかなか難しいと思うので、障害のある子どもを支援対象としている療育センターのような施設等の保育士に、まずは研修の機会をつくっていただければよいと思う。

神戸市療育ネットワーク会議／医療的ケア児の支援施策検討会議（概要）

1. 趣 旨

「医療的ケア児（＊）」に関わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関及び行政担当者が、支援の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることにより支援体制の充実を図るため、「神戸市療育ネットワーク会議」開催要綱にもとづく施策検討会議として、「医療的ケア児の支援施策検討会議」を開催する。

＊人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児

（参考）児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2. 委 員（令和 2 年 11 月現在）

※五十音順・敬称略

委 員	もみじ訪問看護ステーション 所長	岩崎 美智子	
	にこにこハウス医療福祉センター 施設長	河崎 洋子	
	特定非営利活動法人神戸市難病団体連絡協議会 監事	神田 圭子	
	神戸大学 名誉教授 神戸市こども家庭局総合療育センター診療担当部長	高田 哲	※会長
	神戸市重度心身障害児（者）父母の会 会長	武田 純子	
	神戸市医師会 公衆衛生担当理事	浪方 由美	
	神戸市私立保育園連盟 理事	橋本 大介	○
	兵庫県立こども病院 小児外科長／家族支援・地域医療 連携部長	畠山 理	○
	神戸市立青陽須磨支援学校 校長	本條 誠	○

行政関係者	福祉局障害者支援課長	奥谷 由貴子
	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長	庄田 拓二 ○
	こども家庭局副局長	八乙女 悦範
	こども家庭局母子保健担当部長	東坂 美穂子
	こども家庭局医務担当課長	三品 浩基
	こども家庭局こども青少年課長	上田 泰 ○
	こども家庭局総合療育センター相談診療担当課長	西田 いづみ
	こども家庭局幼保振興課長	小園 大介 ○
	こども家庭局指導研修担当課長	福本 由美
	こども家庭局保健医療指導担当課長	井出 絹代
	こども家庭局こども家庭センター発達相談・判定指導担当課長	西原 美千代

○前回より変更

3. 実施状況

(第1回) 平成29年8月9日 (第2回) 平成30年2月1日

(第3回) 平成30年11月22日 (第4回) 平成31年3月7日

(第5回) 令和2年2月6日